

## 高知県社会福祉施設等地震防災対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会福祉施設等地震防災対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、社会福祉施設等の地震防災対策の推進を図るため、第4条に規定する補助事業者が行う次条に規定する補助対象事業の実施に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急避難用施設改修事業

地震、津波等の災害発生時に入所者、職員等が、屋外、屋上等に緊急に避難することを可能とするために施設を改修する事業

(2) ガラス飛散防止改修事業

地震等の災害発生時に入所者、職員等をガラス飛散の危険から守るため、ガラス飛散防止フィルムの貼付け工事等の施設改修を実施するための事業

(補助事業者等)

第4条 補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする（当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。）。この場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があると知事が認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助の条件)

第7条 第2条の補助の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 事業区分ごとに補助対象事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更
  - イ 別記第1号様式(別紙2)及び別記第2号様式(別紙2)に掲げる経費の配分の変更であって、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第3号及び第5号から前号までに掲げる条件を付さなければならないこと。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助事業が翌年度にわたる時は、当該年度の3月25日までに工期等に係る事業計画の変更承認申請書を知事に提出し、その承認後に契約の変更を行わなければならないものとし、翌年度の4月10日までに別記第5号様式により年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき

は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額のコ額又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金コ額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金コ交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金コ額を確定するものとする。

(補助金コ交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金コ交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金コ交付されているときは、期限を定めて当該補助金コを返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者又は間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第8号まで、第8条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助限度額
<p>県内で次に掲げる事業所を設置している法人等（地方公共団体、一部事務組合、広域連合及び独立行政法人を除く。）</p> <p>(1) 高齢者関係施設又は事業所</p> <p>ア 養護老人ホーム</p> <p>イ 特別養護老人ホーム</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p>エ 介護医療院</p> <p>オ 軽費老人ホーム</p> <p>カ 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>キ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>ク 認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>ケ 有料老人ホーム（特定施設の指定を受けている施設に限る）</p> <p>コ 通所介護事業所</p> <p>サ 通所リハビリテーション事業所</p> <p>シ 認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>(1) 緊急避難用施設改修事業</p> <p>地震、津波等の災害発生時に入所者、職員等が屋外、屋上等に緊急に避難することが可能となる施設改修に要するための次に掲げる経費</p> <p>・工事費</p>	<p>1事業所（同一施設内に一の者の経営する複数の事業所がある場合は、当該複数の事業所を合わせて1事業所とみなす。以下この表において同じ。）当たり</p> <p>600万円以内</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>1事業所当たり</p> <p>300万円</p>
<p>(2) 障害児・者関係施設又は事業所</p> <p>ア 障害者支援施設</p> <p>イ 障害児入所施設</p> <p>ウ 共同生活援助事業所</p> <p>エ 短期入所事業所</p> <p>オ 福祉ホーム</p> <p>カ 療養介護事業所</p> <p>キ 生活介護事業所</p> <p>ク 自立訓練事業所</p> <p>ケ 就労移行支援事業所</p> <p>コ 就労継続支援A型事業所</p> <p>サ 就労継続支援B型事業所</p> <p>シ 児童発達支援事業所</p> <p>ス 放課後等デイサービス事業所</p> <p>セ 保育所等訪問支援事業所</p> <p>(3) 児童関係施設</p> <p>ア 乳児院</p> <p>イ 児童養護施設</p> <p>ウ 児童心理治療施設</p> <p>エ 母子生活支援施設</p> <p>オ 自立援助ホーム</p> <p>カ ファミリーホーム</p> <p>(4) 救護施設</p>	<p>(2) ガラス飛散防止改修事業</p> <p>地震等の災害発生時に、入所者、職員等をガラス飛散の危険から守るため、ガラス飛散防止フィルム の貼付け工事等の施設改修を実施するために必要な経費</p> <p>・工事費</p>	<p>1事業所当たり</p> <p>20万円以上</p> <p>250万円以内</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>1事業所当たり</p> <p>833,000円</p>

別表第2（第6条、第7条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。